

令和7年 7月 10日

紹介手数料及び返戻金制度に関する一覧表

紹介元: アトランティス株式会社

所在地: 〒224-0065
神奈川県横浜市都筑区高山1-47
ラブロカール2F

担当: 河原 明彦



備考欄	(紹介手数料等) ①求人者は、求職者が求人者に入社するに至った場合、次のとおり人材紹介に係る手数料を、次条により通知を受けた当社の取引先銀行口座に振り込むことにより当社に支払う。なお、振込手数料は求人者の負担とする。 (1) 紹介手数料 年間賃金の30%を限度とする額及び消費税相当額 (2) 求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービスを上記に加えて行う場合、当該求職者の年間賃金の30%を限度とする額及び消費税相当額 (3) 支払日 求職者が求人者に入社した日の属する月の翌月末 ② 前項の年間賃金は、月例賃金、諸手当及び賞与等を考慮して、求人者において定めるものとする。 (短期退職時の手数料の取扱い) ①この契約に基づき求人者が採用した内が、自己の意思により、又は就業規則違反等の内の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、当社は、求人者から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求人者に払い戻すこととする。 1カ月以内で退職した場合 50%に相当する額 3カ月以内で退職した場合 30%に相当する額 6カ月以内で退職した場合 10%に相当する額 ② 求職者が、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。
-----	--

求人受理時の事務費用:1件につき¥1000

※上記条件は弊社にてお伺いしている条件です。

サービス向上のため、担当アドバイザーへご意見等ございましたら、下記メールへご連絡ください。

お客様相談窓口

お問い合わせメールアドレス:maya1@hc-mugi.com